

# 地域福祉委員会 所管事務調査報告書

地域福祉委員会では、令和4年度の所管事務調査事項を下記のとおり決定し、調査研究を実施いたしました。以下その概要を報告いたします。

## 1 調査事項

- (1) 重層的支援体制について
- (2) 地域づくりについて
- (3) 児童虐待防止への取組について
- (4) 新型コロナウイルス対策について
- (5) 多様な言語を背景とする外国籍の方への対応について
- (6) 所管の施設調査について

## 2 委員構成

|     |       |      |       |
|-----|-------|------|-------|
| 委員長 | 中西 大輔 | 副委員長 | 河尻 浩一 |
| 委員  | 太田 龍三 | 委員   | 船間 涼子 |
| 委員  | 野間 芳実 | 委員   | 薮田 啓介 |
| 委員  | 市川 哲夫 |      |       |

## 3 調査活動実績

令和4年6月22日 委員会

執行部から調査事項の説明を聴取

- (1) 児童虐待防止への取組について
- (2) 新型コロナウイルス対策について
- (3) 多様な言語を背景とする外国籍の方への対応について

令和4年7月5日 現地視察及び委員会

視察先及び内容

- ・鈴鹿市社会福祉協議会 「重層的支援体制について」

委員会

現地視察を終えての意見交換

- (1) 重層的支援体制について

令和4年7月27日から令和4年7月29日 行政視察

視察先及び内容

- ・愛知県豊田市 「重層的支援体制について」
- ・東京都江戸川区 「なごみの家を核とした包括的な支援体制の構築について」

- て」
- ・東京都八王子市 「重層的支援体制整備計画とはちまるサポートの取組について」
- ・神奈川県藤沢市 「地域の縁側などを中心とした支え合いの地域づくりについて」

令和4年8月2日 現地視察及び委員会

視察先及び内容

- ・合川保育所の改修工事現場 「所管の施設調査について」
- ・合川保育所の仮設園舎 「所管の施設調査について」
- ・天名複合施設新築工事現場 「所管の施設調査について」

委員会

行政視察・現地視察を終えての意見交換

- (1) 重層的支援体制について
- (2) 地域づくりについて
- (3) 所管の施設調査について

令和4年8月26日 委員会

執行部から調査事項の説明を聴取

- (1) 重層的支援体制について
- (2) 地域づくりについて

令和4年9月15日 委員会

執行部から調査事項の説明を聴取

- (1) 新型コロナウイルス対策について
- (2) 所管の施設調査について

令和4年9月21日 現地視察及び委員会

視察先及び内容

- ・ふれあいセンター 「所管の施設調査について」

委員会

現地視察を終えての意見交換

- (1) 所管の施設調査について

令和4年10月4日 委員会

調査事項の論点整理

令和4年11月1日 委員会  
調査事項のまとめ

令和4年12月13日 委員会  
委員会所管事務調査報告書最終確認

## 4 調査研究の結果

### (1) 重層的支援体制について

#### ― 鈴鹿市の現状 ―

令和3年4月に施行された改正社会福祉法により、重層的支援体制整備事業を行うことが自治体の努力、市町村が取り組む任意事業とされた。

重層的支援体制整備事業とは、地域包括ケアシステムから始まる地域共生社会の実現に向けた具体的な手法であり、子ども、障がい、高齢、生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、相談支援事業、参加支援事業、地域づくり事業の実施を通して、包括的な支援体制を構築することを目的としている。

本市においては、令和3年度から重層的支援体制整備事業への移行準備事業として取組を始め、令和3年度、令和4年度と相談支援包括化推進員を配置し、相談者に対する相談支援の実施、相談支援機関の連携調整、課題への支援を行う会議の開催を行っている。

令和3年度では、重層的支援体制整備にあたり、制度のはざま問題や、複雑多様化する福祉問題に対応するため、鈴鹿市社会福祉協議会に相談支援機関を総合的にコーディネートする相談支援包括化推進員1名を配置し、多機関協働による包括的支援体制について協議を進めている。あわせて、生活が困窮している方への自立に向けた支援体制の充実を図るために、健康福祉政策課の窓口には、社会福祉協議会職員2名を配置している。

令和4年度では、令和3年度に鈴鹿市社会福祉協議会に配置した相談支援包括化推進員を3名増員し、4名体制としている。この相談支援包括化推進員はコミュニティソーシャルワーカーを兼務し地域における福祉課題に対応するための体制を拡充するため、個別支援、地域支援、仕組みづくりの3点について一体的な支援ができるよう取組を進めている。コミュニティソーシャルワーカーは、地域住民から寄せられた相談をきっかけに、個別に必要な支援につなげたり、地域のネットワークづくりなどを行う専門職としての役割を担っている。

また、市の3名の相談支援員と鈴鹿市社会福祉協議会の相談支援員3名を合わせた計6名体制で、生活困窮者の相談支援業務にあたり、アウトリーチ等の伴走型支援を実施するなど、相談業務の体制強化を図っている。

令和3年度、令和4年度と相談支援包括化推進員を配置し、相談者に対する相談支援の実施、相談支援機関の連携調整、課題への支援を行う会議の開催を行っている。

また、高齢者の総合相談窓口として、現在、地域を地域づくり協議会にひもづく形で8つ

の圏域に分け、圏域ごとに地域包括支援センターが設置されているほか、市全域を所管する1か所の基幹型包括支援センターを設置して対応している。

庁内関係機関との連携については、関係部局が集まり、庁内全般にわたって重層的支援体制整備事業に関して調整会議を開催したことはないが、同一の部局内では重層的支援体制の情報共有を行っているところもある。

今後は、鈴鹿市社会福祉協議会に委託している家計改善支援事業を、本市の自立相談支援機関と一体化するため、担当の鈴鹿市社会福祉協議会職員を本市窓口配置し、生活困窮者等の相談業務やアウトリーチ等の伴走支援を行うとともに、コミュニティソーシャルワーカーと連携しながら相談業務の機能強化も図っていくとのことである。

#### — 視察概要 —

##### (1) 愛知県豊田市

豊田市は重層的支援体制整備事業の開始以前から、包括的支援体制の構築に取り組んできた背景があり、重層的支援体制整備事業を令和3年度から開始している。令和2年度には法令改正の情報を厚生労働省から収集し、既存体制の見直しや、関係機関を集めての体制案の提示、また個別支援に関係する課を当初から巻き込んで議論するなど、福祉総合相談課が中心になって体制整備の準備を進めてきた。

関係機関としては、庁内の福祉部、子ども部、教育委員会などのほか、庁外機関である社会福祉協議会も含まれており、今まで行ってきた事業がどういう交付金や事業に当てはまるのかという説明を行い、新たに連携する事項としては、①本人以外からの相談に対する対応の変更、②多機関協働事業者の拡大による各課主体の支援の実施、③制度のはざまに対応するために、定例会を設置、④インフォーマルサービスの活用による個別支援の推進の4項目を挙げ調整を行っていた。また、公的サービスで対応できていない部分については、地域や民間のサービスを活用する取組も行っていた。

主な事業は、包括的相談支援事業・同意のない対象者を支援するためのアウトリーチ等を通じた継続的支援事業・多機関協働事業としての重層的支援会議の開催・参加支援事業としての「とよた多世代参加支援プロジェクト」・コミュニティソーシャルワーカーを社会福祉協議会に委託した地域づくり事業の5つの事業で、関係部局との調整は、福祉総合相談課が中心となり行っている。

豊田市が抱える課題としては、地域づくり事業の具体的な事業がほとんどないことを挙げていた。そのため、今後は、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備し、高齢者向けや子ども向けなど今まで縦割りで行っていた事業を、横の連携でつなぎ、人と人、人と居場所をつなぐ事業を行っていききたいとのことであった。

##### (2) 東京都江戸川区

東京都江戸川区では、年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが相談でき、気軽に集える地域の拠点として「なごみの家」を、区内15地区のうち9か所に設置している。なごみの家の管理は、社会福祉協議会の直営が3か所、その他の地区では民間委託で行っている。今回の視察では、社会福祉協議会が運営している「なごみの家松江北」の視察を行った。

なごみの家が持つ役割としては、地域の拠点として、また、身近にある、なんでも相談できる窓口として専門スタッフが対応してくれること、子どもから熟年者まで誰でも集える交流の場、地域内の人材など地域のネットワークをつなげることの3つの機能を持っている。

運営には、常勤のコミュニティソーシャルワーカーが1人、非常勤が1人、そのほか、管理スタッフと保健師などの専門職が携わっている。

取組としては、居場所・つどいの広場は、コロナ禍で来所者は減ったものの相談が増えており、各なごみの家で月1回程度なごみの家食堂の開催や、地域のネットワークづくりを目的に買物支援などを行っている。

なごみの家が抱える課題は、住民の認知度が低いこと、住民同士の支えあい活動の強化が必要であるとのことであった。

### （3）東京都八王子市

東京都八王子市では、社会福祉協議会の自主事業として行っていた地域福祉推進拠点を、「八王子まるごとサポートセンター」と名称変更した上で、運営を市の委託事業へと変更し、体制を強化して、市内10か所に設置している。

八王子まるごとサポートセンターの体制は、市内にある支所などの一部を活用して、コミュニティソーシャルワーカー2名、事務員1名が常駐している。

八王子まるごとサポートセンターでは、どこに相談すればいいかわからない困り事を受け付け、本人や地域の方々とともに問題解決に向けて一緒に考えたり、地域で活動したいけれど、どのような活動があるかわからない等の相談も受け付け、すべての人に役割や居場所のある地域づくりの推進と、地域住民や専門機関などのつなぎ役となり、地域生活課題に関わる組織・団体などのネットワークの構築と、その連携を生かした暮らしやすい地域づくりの推進を図っている。

また、八王子市包括的な地域福祉ネットワーク会議を設置して、八王子まるごとサポートセンターで把握した困難な地域生活課題や、複合的な課題、制度のはざまの課題などを、専門的な相談・支援機関がそれぞれの経験と事例を持ち寄り、行政も連携して課題の解決を図る取組も行っている。

### （4）神奈川県藤沢市

神奈川県藤沢市では、「藤沢型地域包括ケアシステム」と称し、高齢者だけでなく、すべての人に対象範囲を広げ、誰もが、住み慣れた地域で、その人らしく、安心して暮らし続けることができるまちを目指し、発展する形で地域共生社会推進室を設置し、様々な取組を行っており、その中の1つとして「地域の縁側」事業がある。

地域の縁側は、地域の相談窓口としての機能も備えた多世代交流の場で、住民同士のつながりや支えあいを大切にしながら、人の輪を広げ、いきいきと健やかに暮らせるまちづくりを目的に、誰もが気軽に立ち寄れる居場所として、基本型、特定型、基幹型の3つの型がある。

「基本型」は、高齢者、障がい者、青少年、子ども等の誰もが気軽に立ち寄れる憩いの場

で、コンセプトは様々である。「特定型」は、高齢者の居場所、子育てサロン、障がい者交流サロンなど、特定の世代や属性を対象とした交流の場となっている。「基幹型」は、地区内の地域の縁側の中核機能を持つもので、様々な事業主体による多様な取組のコーディネート業務を担う「生活支援コーディネーター」が配置され、一般介護事業も実施されている。このような居場所が市内に 37 か所ある。

また藤沢市では、平成 28 年から始まった事業として、社会福祉協議会に委託して、コミュニティソーシャルワーカーを市内各地域に配置し、令和 2 年に市内全 13 地区に配置が完了している。

#### — まとめ —

今回、4 つの自治体の現地視察を行ってきたが、それぞれの自治体では長期ビジョンをもとに福祉政策に取り組まれていた。豊田市では、福祉総合相談課を設置し、庁内関係機関や社会福祉協議会との連絡調整の中心となる部署があったり、八王子市では、既存の施設をうまく有効活用して相談窓口を設置したり、江戸川区や藤沢市では、気軽に立ち寄れる身近な場所にコミュニティソーシャルワーカーなどの専門職がいる相談窓口を設置したりと、それぞれの自治体で工夫し、特徴のある取組が行われていた。

本市では、次期総合計画と地域福祉計画の策定後、令和 6 年度からの重層的支援体制整備事業の開始を目指し、現在移行準備を進めているが、地域における支援拠点の在り方や専門職の配置など、どのような方法で本市に合った重層的支援体制に取り組むかが課題となってくる。

重層的支援体制整備に向けて、鈴鹿市社会福祉協議会はもちろんのこと、現在 8 か所の地域包括支援センターがあるため、基幹型包括支援センターを中心に各地域包括支援センターと調整を取りながら、地域の困り事を聞く仕組みをつくっていくことも有効な手段と考える。

また、今まで行政の中で縦割りで行っていた相談事業を、横の連携をとり解決に向けていくことも必要である。本市では、関係部局が重層的支援体制の構築に関して調整会議をいままで行ったことがないため、第一段階として健康福祉部の関係課が集まり、重層的支援体制について調整し、さらに庁内全体で重層的支援体制の考えを統一することが必要と考える。また、重層的支援体制を充実させるために、行政関係部局と社会福祉協議会、福祉関係の N P O、企業も含めた民間、自治会や地域づくり協議会などの庁外関係機関で構成される会議の運営も視野に入れることが必要と考える。

さらに、重層的支援体制を整備するにあたって、なくてはならない存在であるコミュニティソーシャルワーカーの配置と人材育成を充実させ、市民に身近な場所に相談窓口を設置することも重要である。

## (2) 地域づくりについて

### — 鈴鹿市の現状 —

本市では地域づくり協議会条例に基づき、28 の地域づくり協議会が存在し、各地域づくり協議会は、自治会や地域で活動している自治会や町民会議、老人会、民生委員や P T A な

ど、その地域で活動している様々な人や団体が、地域をよりすみやすいまちにしようと、地域ごとにネットワークをつくり、活動している。

各地域づくり協議会では、それぞれの地域の状況を把握し、整理しながら、住民がすみやすい地域とは何かを自ら考え、取り組む課題の解決方法や地域を元気にする方法などをまとめた地域計画を策定し、その計画に基づき、地域の方が一緒になって、福祉や子育て、防犯・防災、環境など、地域の様々な課題を協議し、その地域に必要な活動に取り組んでいる。

本市としては、地域づくりの推進について、地域づくり協議会への支援、地域づくり協議会との協働を行っている。支援としては、本市の職員を地域づくりコーディネーター、地域づくり支援隊などとして活動する人的支援、鈴鹿市地域づくり一括交付金を交付し地域の課題解決や地域内の交流などに使用する財政的支援、公民館の一室を地域部屋として貸し出す物的支援を行っている。

ほかにも、地域づくり協議会の代表者が参加する鈴鹿市地域づくり協議会代表者会議を開催し、情報共有や課題解決の一助としている。

地域づくり協議会から相談を受けた場合は、相談内容に合った担当課へつなぎ、各担当課で地域の状況にあった対応を行っている。

今後は、各地域づくり協議会からの相談等について、関係各課と情報共有及び連携しながら、地域課題の解決に向けた活動への支援や、各地域づくり協議会への情報発信等を行っていく。重層的支援体制についても、関係課と事業の方向性等について調整を行い、より効果的な地域との連携を図ることができるような支援を行っていくとのことである。

#### — まとめ —

今回は、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備が必要であるという視点で地域づくりについて調査を行った。これは前述の（１）重層的支援体制についてと関連する部分も見られ、地域づくり協議会や自治会等に寄せられる相談事を吸い上げ、支援につなげるために、各地域づくり協議会の福祉関係部会や各地区自治会等と、民生・児童委員の方々がどのようにして重層的支援体制整備事業に関わり連携していくかが今後の課題と考えるからである。

また、居場所づくりに関しては、気軽に立ち寄れる場所が必要で、今回行政視察を行った他自治体の取組の中で、他機関や民間とのマッチングや、限られた財政の中で職員が既存の施設をうまく活用する事例も見られ、属性にとらわれない居場所の在り方など、これらの視点も地域づくりには必要と考える。

### （３）児童虐待防止への取組について

#### — 鈴鹿市の現状 —

令和３年度における、子ども家庭支援課への児童虐待の相談件数は、身体的虐待が１５２件、性的虐待が５件、心理的虐待が２４５件、ネグレクトが１２４件となっており、令和元年度、令和２年度と比較して増加傾向を示している。コロナ禍において、家庭で過ごす時間が長くな

り、家庭内でのストレスが増えていることが、児童虐待や支援が必要な家庭の増加の原因の1つと推測される。

児童虐待が生じた後の支援としては、児童の状況確認を行い、鈴鹿児童相談所と連携し、情報共有をしながら、家庭訪問や関係機関から情報提供を受けるなどにより再発防止に努めている。

特にコロナ禍においての児童虐待については、閉鎖的になった家庭内で起こっていることが多く、地域や関係機関からの情報を素早く捉え、アウトリーチ支援として家庭を訪問し、養育に関する指導や助言、育児相談等を行う養育支援訪問事業を実施している。

外国籍児童については、国籍にかかわらず、虐待対応や養護、発達に関わる支援等を行っており、日本語が通じない場面であっても、翻訳タブレット等を活用して対応を行っている。

そのほかの児童虐待防止への取組として、児童虐待防止講演会の開催、ショッピングセンターやイベント等での児童虐待防止に関する啓発物品の配付を行っている。

また、今年度から新たに支援対象児童等見守り強化事業を開始している。この事業では、新型コロナウイルス感染症の影響により子どもの見守り機会が減少し児童虐待のリスクが高まっていることから、支援ニーズの高い子どもたちを見守り、必要な支援につなげている。具体的な内容としては、鈴鹿市社会福祉協議会へ事業実施の委託をし、月2回程度、NPO法人等が対象者の家庭訪問をして、生活の様子を見てもらうとともに、お弁当や食材の配付を行っている。令和4年6月現在で20世帯が実施しているとのことである。

#### — まとめ —

コロナ禍の中で、親にもストレスがかかり家庭内での様々なトラブルが増加傾向にあり、いままではなかった相談が発生している。これらの相談を含めて、増加する相談に対して、職員数を増員するなどの見直しや、地域や関係機関からの情報を素早く捉え、対象家庭に対して寄り添う支援が行政に求められる。

新事業である支援対象児童等見守り強化事業について、対応しているNPO法人が令和4年6月現在で1団体とのことであり、この団体だけに負荷がかからないように配慮が必要である。

児童虐待の相談件数全体としては、令和元年度と比較して増加傾向にあるが、性的虐待は、令和元年度と比べて減少している。顕在化しにくい部分もあると思われるので、行政の方から積極的にアプローチすることも必要である。相談支援体制の充実も含め、前述した重層的支援体制の中で留意が必要と考えられる部分である。

### (4) 新型コロナウイルス対策について

#### — 鈴鹿市の現状 —

三重県の新型コロナウイルス感染症の状況として、第7波では、人口10万人あたりの新規患者は令和4年7月から急増し、8月下旬から減少傾向となっている。本市における第7波の1日当たりの最大感染者数は8月24日の4,673人となっており、令和4年9月15日現在では、減少傾向にある。

年齢別の患者発生状況では、7月中は20歳未満の占める割合が高く、60歳以上の割合が低かったが、8月以降は60歳以上の割合が徐々に増え、20歳未満と60歳以上の割合はともに横ばいの状況である。8月31日時点の入院患者は60歳以上の方が約89%を占めている。

本市においても、三重県同様、本年7月中旬から新規陽性者が増えはじめ、非常に感染力の強いオミクロン株BA5の影響もあり、8月18日には581人とピークに達し、これまでの第5波や第6波を大きく上回る感染状況となっている。その後、感染者数は減少に転じているが、依然一日あたりの感染者数は、令和4年9月15日現在では200人前後を推移している。

第7波の急激な感染者数の増大により、市内医療機関における負担は増加しており、本市においても鈴鹿市臨時外来検査センターや鈴鹿市応急診療所において、発熱と新型コロナウイルス感染症と疑われる患者が急増した。これに対し、特に応急診療所では、検査診療にあたる医療従事者の体制を大幅に拡充した。また、8月10日から県が導入した症状のある方を対象とする抗原定性検査キットの配付事業を県内自治体でいち早く活用し、重症化リスクの低い方に対しては、このキットを配付することで、診療所の業務負担の軽減を図っている。

今後も刻一刻と変化する状況に対応するため、国や県の動向を迅速かつ的確に把握し、対応していくとのことである。また、様々な広報媒体を活用し、市民に情報発信行っていくとのことである。

#### — まとめ —

新型コロナウイルス感染症に対しては、ワクチン接種の不安を払拭し、特に40歳未満の若年層の方へのワクチン接種の推進に努めてもらいたい。

また、家庭内感染の事例が多く見受けられるため、家庭内での感染予防の情報発信を行うことが必要と考える。

新型コロナウイルスに関する情報について、市議会とも情報共有を行い、適切な情報が常時共有されることが必要である。

### (5) 多様な言語を背景とする外国籍の方への対応について

#### — 鈴鹿市の現状 —

本市は、外国人人口が令和4年5月31日現在で、総人口19万6,943人のうち、約4.5%にあたる8,796人となっており、全国有数の外国人集住都市である。

国籍別の割合としては、平成14年度は、ブラジル、ペルーなどの南米系の方が約4分の3を占めていたが、平成20年のリーマンショック後、国籍別の内訳も変化している。令和3年度においては、ブラジル、ペルーなどの南米の方が半分になった一方、中国、ベトナム、フィリピンなどの方が約4分の1を占めている。令和4年5月末における本市の外国人住民の国籍は、55か国以上となっており、多国籍化が進んでいる。

以上のことから、南米系の方の割合が減り、アジア系の方が増加するとともに、多言語化が進行する一方で、一部が定住化する傾向がみられる。

本市における外国人市民への支援として、割合の多い南米系の方を対象にポルトガル語 1 名、スペイン語 2 名の通訳職員を配置している。そのほか、教育関連では、外国人児童生徒支援員や外国人教育指導助手が配置されており、外国人児童生徒への母語支援、お便りの翻訳、家庭訪問時の通訳を行っている。

また、近年における多言語化への対応として、タブレット端末によるオンラインでの 3 者通訳システムを導入しており、13 言語に対応している。言語の種類としては、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、タイ語、ロシア語、フランス語、タガログ語、ネパール語、ヒンディー語、インドネシア語の 13 言語である。タブレット端末は現在 5 台稼働しており、行政手続きに訪れた外国人市民への対応の際に各課で活用している。さらに、翻訳システムをタブレット端末に 2 台導入しており、対応できる言語は 30 言語に増えている。

外国人市民への情報発信としては、ホームページ、フェイスブック、ユーチューブチャンネル等でポルトガル語、スペイン語等で発信を行っている。

#### — まとめ —

外国人市民の多国籍化が進んでおり、それぞれの国籍の方へ、行政からの情報だけでなく地域の情報なども正確に伝わることが求められている。現在行っている情報発信では不十分であり、さらに工夫をして様々な手法で情報発信を行うことが必要である。

外国籍の子どもを保育園に入園させたいが、言葉の壁があるため困難という声があり、園児の偏りなど受け入れの課題がある。通訳者の増員や充実をすることで、これらの困り事を抱える方や保育所・園への支援、公立保育所での受け入れ体制など、行政の取り組みが求められる。

また、外国籍の子どもに関して、日本で生まれ、日本語は分かるが、母国語が分からない外国籍の子どもが増えてきているのではないかと懸念される。その子どもたちに対する母国語の教育も必要ではないかと考える。

多国籍化する住民に対して、各地区自治会で対応することには困難が想定される。各種文書作成だけではなく、注意書き等、行政として適切に支援を行う必要性について検討する必要があるだろう。

## （６）所管の施設調査について

### ①合川保育所の改修工事現場、合川保育所の仮設園舎

#### — 視察概要 —

公共施設個別施設計画の考えに基づき、合川保育所の改修工事は、スケルトン工法で行っている。スケルトン工法とは、内装や設備を全て取り除き、柱、はり、床の躯体だけを残した状態で行う大がかりな工事である。

視察では、工事内容などの概要説明を受け、工事現場と合川小学校の校庭の一部に設置されている仮設園舎の現地確認を行った。

視察後の委員会では、委員から今回の工事は長寿命化工事が妥当であったのかとの意見や、

継続して工事状況を確認する必要がある等の意見があった。

後日開催した委員会では、新築と長寿命化工事との比較検討について、子ども政策課から説明を受けた。

長寿命化改修工事と新築整備を比較した場合、長寿命化改修工事による改修費のほうが、新たに土地を購入し、別箇所に園舎を新築整備する場合よりも約 9,700 万円、同一か所で園舎を新築整備する場合よりも約 5,500 万円、それぞれ改修費を抑えることができるとの試算に基づき、長寿命化改修工事で施設整備を行うことを選択したとのことである。また、インシャルコストで比較すると、新築または長寿命化改修後の 80 年間の比較においては、時期は異なるが、いずれの場合にも 20 年ごとに大規模改修、長寿命化改修、新築のサイクルを繰り返すことになり、将来的なインシャルコストは大きく変わらないとのことであった。

## ②天名複合施設新築工事現場

### — 視察概要 —

天名地区公共施設一体整備事業では、子育て支援センターりんりん、天名公民館、天名地区市民センターの新築工事を行っており、視察では、工事の概要説明、完成予想図などの説明を受け、新築工事現場の現地視察を行った。

## ③ふれあいセンター

### — 視察概要 —

視察に至った経緯としては、ふれあいセンターの駐車場整備に関する陳情書が提出され、委員から現地の確認を求める依頼があったため、視察を行うことにした。

視察では、ふれあいセンターの施設の概要、利用状況の説明を受け、駐車場の現地確認を行った。

視察後の委員会では、委員から、ふれあいセンターの駐車場利用に関して、隣接する事業者と行政が話し合いの場を持ち、利用者が事業者に駐車場利用の相談をするのではなく、行政が調整するようにとの意見があった。また、利用にあたっては、駐車位置が遠くならないなど利便性にも配慮してもらいたいとの意見があった。

## 5 市行政への提言

以上の調査研究を踏まえ、次のとおり提言する。

### 1 重層的支援体制について

健康福祉部、子ども政策部、地域振興部をはじめとした庁内関係機関と、庁外関係機関が連携し、年齢・国籍を問わない市民の相談に対応できる重層的支援体制の整備に努めること。また、その際は、以下の 3 点について検討すること。

- ① 福祉の総合相談窓口を新設し、重層的支援体制の整備を中心となって推進する担当部署を設置すること。
- ② 既存の各地域包括支援センターの範囲にあわせて、地域における市民の相談支援の拠点を設置するなど、本市の現状を見つめ、本市に合った取組を行うこと。
- ③ 重層的支援体制に必要な不可欠なコミュニティソーシャルワーカーの充実や人材育成に取り組み、そのための財源を確保すること。

## 2 地域づくりについて

- ① 地域づくり政策において、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備に取り組むこと。

## 3 児童虐待防止への取組について

- ① 地域や関係機関からの情報を素早く捉え、寄り添うアウトリーチ支援を行うこと。

## 4 多様な言語を背景とする外国籍の方への対応について

- ① 外国人市民への情報発信を強化すること。
- ② 外国籍の子どもの支援について、困り事を抱える方や、保育所・園、幼稚園、学校への支援に力を入れること。